

2023年3月11日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2023年3月11日午後2時から午後5時ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

玉江、大友、小林、巫（4名）

2. 議長の選任

巫が議長に選任され、会議を始めました。

3. 議論の要約¹

【会の銀行口座の開設について】

千葉銀行に口座を開設しようとしたが、千葉銀行で外国からの入金を受け取らない可能性があるとして強調されたので、そのような口座は役に立たないと判断して断念した。大手都市銀行の三菱UFJ銀行柏支店に問い合わせたところ、口座があれば、外国からの送金は入金されるということなので〈普通そのはずだが〉、会の名前を付した個人口座を開設したいと申し込んだところ、申込に予約が必要で、予約が取れるのは3月14日午前10時だということであった〈テレビのCMでは、スマホで申し込んで即座に口座を開設できると流しているが、どうということだろうか〉。その日に、会則や議事録などの会の実体を証する書面、印鑑、個人の身分証明書などを持参のうえ、来てくれということなので、そうすることにした。〈会の銀行口座があれば、会計処理なども効果的に行えることになるので、一応、期待している。〉

【山村前会長の逮捕報道について】

長期勾留や起訴される場合には、弁護士がついて、弁護士を通さなければ状況把握は、ほとんど不可能である。巫にある人物から連絡があり、弁護士選任について、調べて後で報告してくれるということであったので、研究会の後で聞いてみて、後で連絡したい〈その後、巫がその人物に連絡したが、電話がつかなくなった〉。拘留されている警察署に直接に電話をしたほうがいいのかもしれないが、警察署が必要な情報を流してくれるかどうか疑問だ。

（大友）山村さんの事件は、彼が不公平な裁判を受けたことを抗議していることは理解できるが、具体的にどういう裁判だったのか、公開されている山村さ

¹ 議論の要約であり、この順で、この言葉通りの議論が行われたわけではありません。

んの主張の文書を読んでもよくわからない。

(巫) 山村さんの事件は、お兄さんが工場移転の費用を負担してあげると約束したのに、具体的に相談に行くと、拒否されたことに端を発する。しかし、この事件は、単に口約束の贈与契約をお兄さんが取り消しただけではなく、相続が完全に行われておらず、それを補うための支援という意味があるのだが、裁判ではその点が争われなかったという指摘がある〈双方がそういう形では争いたくはなかったという事情があったのではないか〉。その後、裁判は泥沼のような議論になり、全体として一方的に山村さんを悪と決めつける裁判所の姿勢に、抗議しているものだ。

(小林) 山村さんは、口頭弁論をちゃんとやってくれと要求しているが、そういう言い方では裁判所では通用しないし、他人が読んでも理解が難しいところがある。

【大友事件について】

(小林) 私はヴィンテージ・ヴィラ洋光台〈大友さんの会社が所有していた土地の上に建てられている有料老人ホーム〉の登記情報を取得し、10筆以上に分かれている土地の登記情報を取得した。その結果、ヴィンテージ・ヴィラ洋光台は、三菱UFJ信託銀行の所有で株式会社河北産業などが信託していることが分かった。土地所有者は、信託銀行になっていた。大友さんの権利を示す登記情報は見当たらない。

(巫) 会社の登記情報では、商号変更などが何度も行われており、これらは定款変更を伴うので、株主総会で特別決議が行われなければならないが、この会社はそういう会社法の手続をあまり厳密に行わず、実際には総会を開かなくても、登記をすれば、定款変更などが有効になるというやり方で、会社を運営してきたものではないかと思う。

(大友) 私がいたときからそういうやり方だった。

(巫) 会社の構成員が少数で、お互いに分かりあっている場合には、正規の手続きにこだわる必要はなく、会社はうまく回っていくと思うが、今回の大友さんの場合のように、明らかに株主の間に利害対立があり、一方の株主集団が別の株主集団の利益を踏みにじる処理を行う場合には、株主総会の開催と議決という、会社法上の正規の手続きを行わなければならない。この事件では、〈たとえば増資のときにも〉そういう手続きに準じて決定しているようには見えないので、その点は責任があり問題だと思う。

(小林) 我々の手には負えないので、弁護士に頼むべきだ。

(巫) 事実関係の解明はある程度は我々の会でもできると思う。そのあとで、訴訟などに訴える場合には、弁護士に頼むことになるのではないか。

(小林) 現在、判明している情報の判断についても、弁護士の意見を聞く必要がある。

(巫) 役に立つ弁護士を探すのは、簡単ではない。

【時効、再審の問題】

(小林) この問題は難しいと思う。大友さんの裁判の最後の判決が出たのが平成8年で、30年も経っているので、時効になっていると思うし、再審請求をする場合には、新たな証拠が必要だ。

(大友) 民事訴訟法の再審要件で該当するものがあり、また、私は米国人なので、国際法での人権についての罪には時効はない。その規定で戦えるのではないか。

(巫) それは難しいのではないか。

(小林) そう思う。

(巫) しかし、相手方がどういう時効を主張できるのか、裁判の争点は何だったのか、判決は何をどこまで認定しているのかなどの情報が全く分からないので、そもそも時効とか再審とか議論する段階ではない。もっと情報が必要だが、大友さんから資料を提供してくれないのか。

(小林) そういう資料の分析も弁護士に頼んだ方がいい。

(玉江) 法テラスならば、無料で相談に乗ってくれる。

(巫) 大友さんは在米なので、電話で相談するにしても困難が多いので、誰かが代わりに法テラスに事情を説明して意見聞くということにするしかないかな。

【山村前会長の活動について】

(巫) 閉会の時間ですが、何か付け加えることはありませんか。

(小林) 山村さんについてですが、彼が裁判所に問題があることに抗議するのはいいのですが、やり方には問題があったところもあり、全面的に支援するというわけではないことを述べておきたいと思います。裁判所構内に自動車を放置して抗議することは違法行為に当たるので、注意したのに、かえって私を地獄人と呼んだ。裁判所からレッカー代金を請求されたときに支払っておけばよかったのに、それも支払わなかった。

(巫) 山村さんの活動にも問題があったということですね。

(大友) 会の名前に傷をつけるような活動で逮捕されたりすることは、慎むべきだと思います。そうでないと、会で一生懸命議論しても、あいつらはそういうやつらなんだと思われて信用されなくなりますよね。

(玉江) 賛成です。

【閉会】

(小林) 次回の研究会は2週間後の3月25日でいいですか。

(全員) はい結構です。

(全員) みなさまありがとうございました。

(全員) さようなら。また次回に。

4. 次回の予定

今回は、2週間後の日本時間2023年3月25日(土)14時から17時くらいまでのZoom会議とします。Zoomホストは小林さんです(米西部時間では、2023年3月24日(金)22時から25時くらい、米ハワイ時間では18時から)。

2023年3月12日

巫召鴻